

会員審査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、一般財団法人オープンバッジ・ネットワーク（以下当法人という）の会員規約第3条の定めの下に、会員資格審査に関する事項について定める。

(入会)

第2条 会員として入会を希望する企業及び団体（以下「申し込み法人」という）は、当法人所定の様式による入会申込書を審査委員会に提出し、会員としての認定を得なければならない。

(審査委員会)

第3条 法人会員の入会の可否に関わる審査については、審査委員長は審査に関して助言を行い、実務は主査ならびに委員会メンバーが行うものとする。

第2章 会員審査

(入会審査)

第4条 入会申し込み時に、次の基準に基づいて審査委員会が審査を行う。申し込み法人の社会的信用度、経営的健全性・永続性の確認のため、次項の書類提出にて会員としての適格性を審査、認定する。

1 入会審査提出書類

毎月月末までに、次の一式を揃えて審査委員会へ e-mail または郵送にて提出のこと。

	正会員		准会員	学校会員	連携会員
	上場企業 ※	その他 団体			
(1)入会申込書（財団ウェブサイト フォームに登録）	○	○	○	○	○
(2)団体 Web サイト（URL）	○	○	○	○	○

(3)事業概要（会社・団体案内、沿革、資本金等がわかるもの）	○	○	-	○	-
(4)オープンバッジを発行する事業やプログラムの概要・活動実績（新規の場合は計画書）	○	○	-	○	○ (バッジを発行する場合)
(5)登記事項証明書（登記簿謄本等）	-	○	-	-	-
(6)過去2年の事業活動報告書	-	○	-	-	-

※「上場企業」とは、日本の各証券取引所に上場している企業とする。

2 入会審査のスケジュール

申し込み法人の入会が承認された場合は、入会日は原則、翌月1日とする。なお、入会を承認された申し込み法人に対し、書面にて入会日を通知し、会費請求するものとする。

毎月末日 審査申し込み書類締め切り
 当月15日まで 審査結果通知、会費請求
 翌月1日 会員資格・バッジ発行の開始

（更新審査）

第5条 会員の年度更新の際に、発行バッジに関して発行法人に起因するトラブルの有無を審査する。

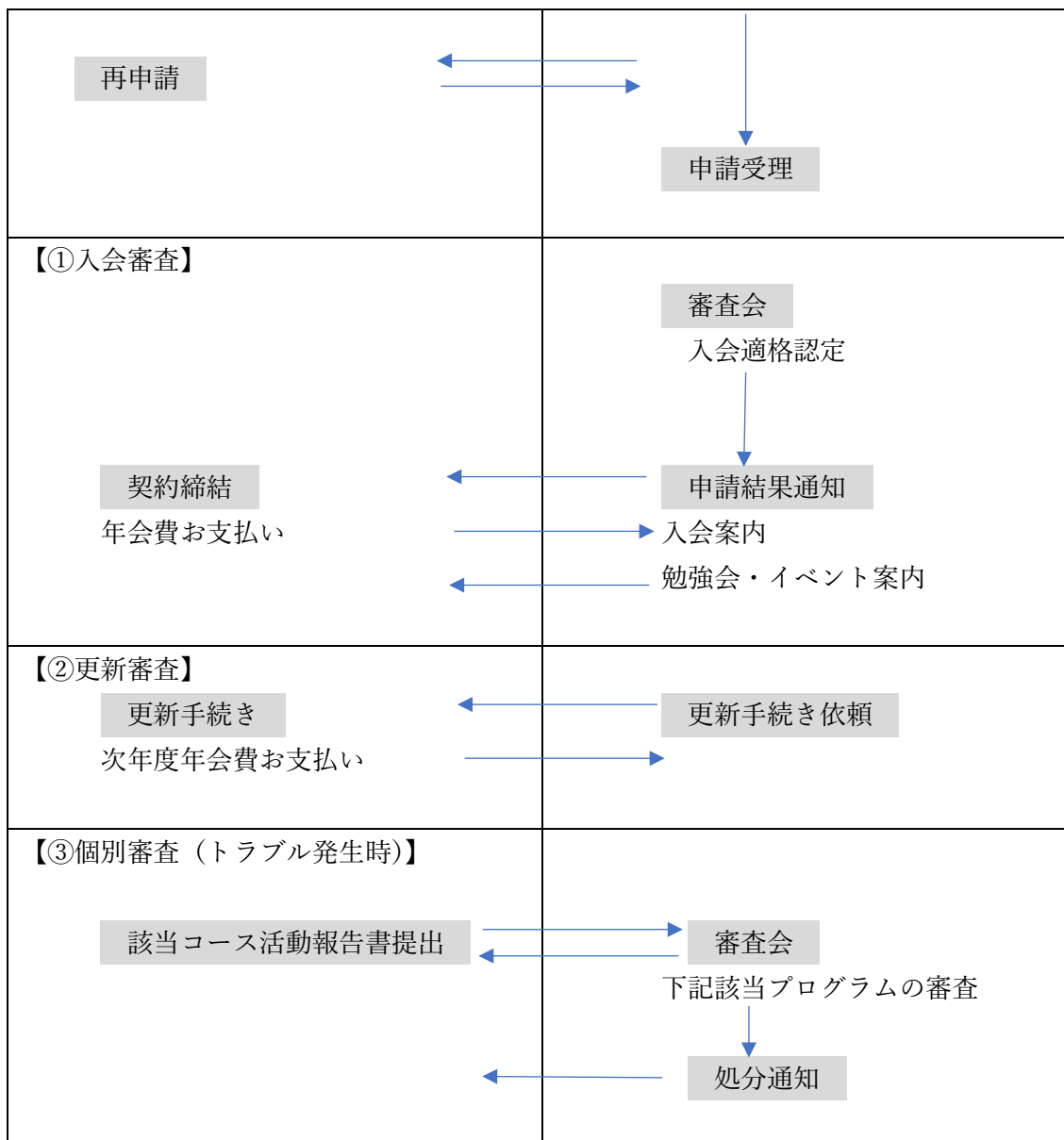
（個別審査）

第6条 発行法人に起因するトラブルが生じた場合には、都度、個別審査を行い、以下の処分を行う。

レベル	処分
レベル1	警告
レベル2	バッジ発行の停止
レベル3	発行法人を会員リストから除外

（審査・契約プロセス）

バッジ発行法人	審査委員会
【申請～申請受理】	
申請書類の提出	書類審査



附則

本会員審査規程は、令和2年3月25日より施行する。

本会員審査規程は、2020年5月20日より改定施行する。

本会員審査規程は、2020年12月11日より改定施行する。

本会員審査規程は、2021年6月16日より改定施行する。